

岐礼特別禁漁区（左図11）は危険ですので必ず守って下さい。

◆ 禁漁区・保護区・禁網区

（下記の区域及び期間は、全ての水生動植物の採捕を禁ずる。）

● 禁漁区

は今年度より変更

区域	期間
1 根尾川の下座倉堰堤下流端から上流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
2 根尾川の下磯東堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
3 根尾川の海老堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
4 根尾川の藪川橋堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
5 根尾川の数屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
6 根尾川の高屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
◎7 山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまでの区域	4月1日～6月30日迄
8 根尾川の赤石堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月15日迄
9 根尾川の神海堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月15日迄
◎10 根尾川の金原発電所堰堤上流110m・下流600mまでの区域	4月1日～9月30日迄
11 根尾川の右岸、揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼と、本巣市神海を結ぶ中部電力高圧線（上流100m・下流50m）の区域	1月1日～12月31日迄
12 明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖堰堤までの区域	1月1日～12月31日迄
13 瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鷺田橋迄の間	9月1日～10月31日迄
14 小鹿谷全域	1月1日～12月31日迄

● 保護区（ウグイ）

区域	期間
16 根尾川黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間	4月1日～5月31日迄
17 根尾川タカの巣禁漁区標識より上・下流100mの区域	4月1日～5月31日迄

● 禁網区

区域	期間
18 三水川の三水橋から下流稲荷橋までの区域	12月1日～5月31日迄
19 瑞穂市大月藤森25-1地先から同市中宮江東379-1地先までの区域	9月15日～10月31日迄
20 東谷川の樽見堰堤より上流全域	1月1日～12月31日迄
21 西谷川の黒津堰堤より上流全域	1月1日～12月31日迄
22 八谷谷の一つ目の堰堤上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
23 能郷谷の一つ目の堰堤上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
糸貫川のモレラ入り口都築橋から下流新糸貫橋まで	1月1日～12月31日迄
犀川の本巣市下真桑1415-1地先から本巣市民文化ホール西のひ門まで760mの区域	1月1日～12月31日迄

◆ あゆ漁の解禁について（禁漁区・保護区・禁網区）に注意

● 友釣

区域	期日	時間
揖斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	6月1日	午前零時
根尾川大橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで <small>※但し、揖斐川樽見鉄道から根尾川大橋までは組合員に限る</small>	5月11日	午前零時
根尾川の山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまで	7月1日	午前零時
根尾川山口用水堰堤90m上流から西谷川能郷堰堤までと東谷川樽見堰堤まで	組合が定めて公表する日	午前零時
西谷川の黒津地区より上流と東谷川の板屋堰堤より上流	アユの放流なし	

● 蚊釣

区域	期日	時間
根尾川大橋から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日	午前零時
根尾川山口用水堰堤下流270mから上流黒津地区まで	7月1日	午前零時

● ガリ

区域	期日	時間
根尾川大橋から上流金原ダムまで（ただし専用区期間中は禁止）	10月1日	午前零時
金原ダムより上流全域（ただし専用区期間中は禁止）	9月1日	午前零時
揖斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	9月1日	午前零時

◆ あまご・しらめ漁の解禁について

区域	期日
根尾川の下座倉堰堤から上流能郷堰堤及び越田土橋まで	2月1日～9月30日まで
根尾川の能郷堰堤及び大須折越林道入口越田土橋から上流全域	4月15日～9月30日まで

（相互利用区域・長良川水系漁場）

